

特記仕様書

本仕様書は那賀町（以下、「発注者」という。）が発注する「令和7年度 県土強靱化・レジリエンス推進事業あいおいこども園窓ガラス飛散防止フィルム設置工事」について適用する物である。

1. 工事名

令和7年度 県土強靱化・レジリエンス推進事業あいおいこども園窓ガラス飛散防止フィルム設置工事

2. 業務の目的

フィルム設置の目的は、あいおいこども園における地震対策として各室の窓等の既設ガラスへ飛散防止フィルムを貼るものである。

3. 工期

契約の日の翌日から令和8年1月30日まで

4. 業務の概要

(1) 工事箇所

徳島県那賀郡那賀町延野 あいおいこども園

(2) 業務内容

窓等の既設ガラスへ飛散防止フィルムを貼り付ける。

(3) フィルムの種類

フィルムは JIS A5759:2016 に規定する性能項目のうち、衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム（記号 GI-1）に適合している製品とする。

(4) 設置場所

設置箇所及び枚数は別紙図面の通りであるが、詳細な貼り付け位置については監督員と協議の上決定すること。

5. 注意事項

ア 窓付近に設置してあるカーテン等のうち、窓枠に掛かるもので作業に支障があるものは、発注者で取り外すこと。また、本フィルム設置後には原型復旧を行うこと。

イ 移設出来ないものがある場合、協議により施工方法を決定する。

ウ 工事着手前にはこども園近隣施設、こども園利用者等への告知を行い、工事内容の周

知を行うこと。

エ 現場により発生する建設副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。

オ 平日、および土曜日は開園しているため、業務の際は来園者の安全を第一とすること。

カ 園内への車両の搬入については、園路の舗装等を傷めないよう工事を行うこと。

キ 施工時間帯は基本 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。(監督職員が認める場合はその限りではない。)

6. 安全対策関係

ア 本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。また、作業時間外についても、容易に工事箇所であることが認識できるようにし、第三者が侵入できないよう対策を講ずること。

イ 請負者は、安全管理を徹底すること。なお、工事の支障とならない既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。

7. 本業務の留意事項

ア 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

イ 請負者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 請負者は、業務の実施にあたり、本町と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

エ 納入に当たり、すこやか子育て課及び該当するこども園と連絡を密にすること

オ 請負者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

カ 請負者は、業務の進捗について、本町に対して定期的に報告を行うこと。

キ 施工前、施工中、施工後の写真撮影を行い、納入完了後にすこやか子育て課へ提出すること。

ク 納入完了後、発注者へ報告し検査を受けること。

ケ 請負者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

コ 請負者は、本委託業務の全部又は主要な部分（概ね契約金額の 2 分の 1 以上に相当する業務）を一括して、第三者に再委託してはならない。

サ 請負者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。

シ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。